



栃木県公報

平成23年
9月13日(火)
第2308号

目次

告 示

○道路の区域の変更	709
○道路の供用開始	710
選挙管理委員会	
○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表	711
○政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の要旨の訂正の公表	711
○同	712
○同	712
○同	713

告 示

栃木県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年9月13日から同年10月12日まで一般の縦覧に供する。

平成23年9月13日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	大田原市薄葉2257-2 から 大田原市薄葉2258-1 まで	11.4 ~ 12.0	62.0	
	後	大田原市薄葉2257-2 から 大田原市薄葉2258-1 まで	11.4 ~ 12.0	62.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
29	前	那須塩原市金沢1565-9 から 那須塩原市金沢786-5 まで	12.5 ~ 15.2	176.6	
	後	那須塩原市金沢1565-9 から 那須塩原市金沢786-5 まで	12.5 ~ 17.8	176.6	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 関谷上石上線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
185	前	那須塩原市高阿津452-15から 那須塩原市高阿津416-3まで	6.9～8.9	217.2	
	後	那須塩原市高阿津452-15から 那須塩原市高阿津416-3まで	8.5～14.1	217.2	

IV

道路の種類 県道

路線名 一般県道 滝沢野崎停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
192	前	大田原市薄葉2221-3から 大田原市薄葉2284-5まで	5.9～10.0	180.0	
	後	大田原市薄葉2221-3から 大田原市薄葉2284-5まで	9.2～17.7	180.0	

V

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 大田原氏家線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
194	前	さくら市箱森新田158-2から さくら市箱森新田162-5まで	7.0～8.8	27.6	
	後	さくら市箱森新田158-2から さくら市箱森新田162-5まで	8.0～8.8	27.6	

栃木県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年9月13日から同年10月12日まで一般の縦覧に供する。

平成23年9月13日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
29	主要地方道 矢板那須線	那須塩原市金沢1565-9から 那須塩原市金沢786-5まで	平成23年9月13日 午前10時
185	一般県道 関谷上石上線	那須塩原市高阿津452-15から 那須塩原市高阿津416-3まで	平成23年9月13日

(道路保全課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、政治団体の平成21年に係る収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成23年9月13日

栃木県選挙管理委員会委員長 岩 崎 修

	(単位 円)		
日本遺族会政治連盟栃木県本部		その他の収入	2,255
報告年月日	23.3.31	一件十万円未満のもの	2,255
1 収入総額	5,068,768	4 支出の内訳	
前年繰越額	4,977,513	経常経費	80,000
本年収入額	91,255	人件費	80,000
2 支出総額	80,000	福田敬三後援会	
3 本年収入の内訳		報告年月日	23.6.24
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		1 収入総額	0
日本遺族政治連盟	89,000	2 支出総額	0
	89,000		

栃木県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党栃木県北部地区委員会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成22年11月26日栃木県選挙管理委員会告示第112号）の一部を次のとおり訂正する。

平成23年9月13日

栃木県選挙管理委員会委員長 岩 崎 修

政治団体の平成21年に係る収支報告書の要旨において、「日本共産党栃木県北部地区委員会」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額	15,313,685	
前年繰越額	69,051	
本年収入額	15,244,634	を
2 支出総額	15,169,862	」
「1 収入総額	17,953,685	
前年繰越額	69,051	
本年収入額	17,884,634	に、
2 支出総額	17,809,862	」
「 寄附	3,319,056	
個人分	3,319,056	を
「 寄附	4,059,056	
個人分	4,059,056	
借入金	1,900,000	
植竹 伸一	500,000	に、
高久 好一	700,000	
片岡 忠幸	700,000	」
「4 支出の内訳		
経常経費	7,776,215	
人件費	5,249,632	を

光熱水費				241,605	
備品・消耗品費				1,033,885	
事務所費				1,251,093	」
「4 支出の内訳					
經常経費				10,416,215	
人件費				5,249,632	に、
光熱水費				241,605	
備品・消耗品費				1,033,885	
事務所費				3,891,093	」
「 年間五万円以下のもの		1,449,056			」を
「 年間五万円以下のもの		2,189,056			」に、
「6 資産等の内訳					
(土地)					を
那須塩原市	15,000,000	05.02.01	907㎡		」
「6 資産等の内訳					
(土地)					に改める。
那須塩原市	15,000,000	05.02.01	907㎡		
那須塩原市	2,250,000	21.12.15	853㎡		」

栃木県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、阿久津善一後援会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成22年11月26日栃木県選挙管理委員会告示第112号）の一部を次のとおり訂正する。

平成23年 9月13日

栃木県選挙管理委員会委員長 岩 崎 修

政治団体の平成21年に係る収支報告書の要旨において、「阿久津善一後援会」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額				35,153	
前年繰越額				35,153	を
2 支出総額				0	」
「1 収入総額				135,153	
前年繰越額				35,153	
本年収入額				100,000	
2 支出総額				0	
3 本年収入の内訳					
寄附				100,000	に改める。
政治団体分				100,000	
4 寄附の内訳					
(政治団体分)					
自由民主党宇都宮連合会		100,000	宇都宮市		」

栃木県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、大久保としお後援会総連合会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成21年 9月25日栃木県選挙管理委員会告示第74号）の一部を次のとおり訂正する。

平成23年 9月13日

栃木県選挙管理委員会委員長 岩 崎 修

政治団体の平成20年に係る収支報告書の要旨において、「大久保としお後援会総連合会」の収支報告書の要

旨のうち

「1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	1,009,565円		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年收入額	1,009,565円		
(2) 支出総額	1,009,565円		
(3) 翌年への繰越額	0円		
2 収入・支出の内訳			を
(1) 収入の内訳			
イ 寄附	1,009,565円		
(ア) 寄附	1,009,565円		
a 個人からの寄附	609,565円		
c 政治団体からの寄附	400,000円		
合 計	1,009,565円	」	

「1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	3,009,565円		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年收入額	3,009,565円		
(2) 支出総額	1,009,565円		
(3) 翌年への繰越額	2,000,000円		
2 収入・支出の内訳			に、
(1) 収入の内訳			
イ 寄附	3,009,565円		
(ア) 寄附	3,009,565円		
a 個人からの寄附	609,565円		
c 政治団体からの寄附	2,400,000円		
合 計	3,009,565円	」	

「ウ 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
自由民主党栃木県支部連合会	400,000円	宇都宮市	を
小 計	400,000円		」

「ウ 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
自由民主党栃木県支部連合会	400,000円	宇都宮市	に改める。
小山市経済新生会議	2,000,000円	小山市	
小 計	2,400,000円		」

栃木県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、大久保としお後援会総連合会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成22年11月26日栃木県選挙管理委員会告示第112号）の一部を次のとおり訂正する。

平成23年9月13日

栃木県選挙管理委員会委員長 岩 崎 修

政治団体の平成21年に係る収支報告書の要旨において、「大久保としお後援会総連合会」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額	953,482	を
---------	---------	---

本年收入額	953,482	」
「1 収入総額	2,953,482	
前年繰越額	2,000,000	に改める。
本年收入額	953,482	」
